

京都大学	博士(文学)	氏名	劉 欣 寧
論文題目	秦漢時代の基層社会支配		
(論文内容の要旨) 本論文は、律令や行政文書などの出土文字資料を用いて、秦漢時代の基層社会、より具体的には郷・里・伍・戸ないし個人に対する支配の実態の解明を試みるものである。 〈序論〉；〈一〉冒頭に掲げた本論文の目的を記す。〈二〉論文の構成および各章で設定された問題とその背景となる研究状況、および作業の概要、獲得される結論の意義などを予告する。〈三〉本論文で使用される主要な出土簡牘である居延漢簡・睡虎地秦簡・張家山漢簡・里耶秦簡について解説する。〈四〉居延漢簡以外の主要な出土簡牘が秦・前漢初期に偏しているため、四、五百年におよぶ「秦漢時代」における発展変化の側面は当面解明しえない。こうした史料的制約に鑑み、比較的普遍性を有する原則を復元することを、あらかじめ断る。 〈第一章 居延漢簡に見られる住居及び里制 —「田舎」を手掛かりとして—〉は、「田舎」という語彙を考証することで、基層社会の空間形態を明らかにする。〈一 田舎考〉；居延漢簡に頻見する「田舎」は、屯田制度に関係するものではなく、城邑外の民家を指し、城邑内の民家である「邑中舎」と対をなす。〈二 辟と田舎〉；エチナ河流域の田舎は、しばしば塢辟の中にあったが、某辟田舎などは、行政上の従属関係を示すのではなく、田舎の所在位置を示すものに過ぎない。〈三 里と位置〉；城邑内の里が行政的のみならず空間的意味をも有し、里名自体が位置表示方式であるのに対し、城邑外の里に編入された田舎は集中するとは限らないため、里名とは別の位置表示方式を要した。〈四 補論 —城内と城外〉；本籍地として表示された「郡縣郷里」は、行政上の従属関係を反映したものに過ぎず、家屋が城邑内外のいずれに位置するかはわからない。しかし城邑内外の居住及び生活形態には必然的に極めて大きな相違があり、必要に応じて異なった統治規定が適用された。 〈第二章 秦漢律における同居の連坐〉は、基層社会の基本単位である「戸」を検討する。「同居＝戸」という認識に基づき、同居連坐を縁坐、伍人連坐などと比較することで、その性質を明らかにする。〈一 縁坐と收〉〈二 伍人の連坐〉〈三 同居の連坐〉の各節において、縁坐および伍人・同居（同一戸籍に記載された家族成員）の連坐を分析し、その結果、以下の五点を確認する。第一；縁坐は妻子・父母・同産と同心円的に広がる血縁を基準とするが、同居の連坐は戸籍に基づき、伍人の連坐と似てむしろ地縁を基準とする。第二；縁坐は血縁関係そのものを根拠とするが、伍人・同居の連坐は罪を告発しないことを根拠とする。第三；縁坐は親族の連坐を以て犯罪者を威			

嚇するが、伍人・同居の連坐は自身に対する連坐を以て犯罪者の周囲を威嚇する。第四；縁坐は重罪に適用されるが、伍人・同居の連坐は周囲に発覚しやすい罪に適用される。第五；縁坐には死刑・身分刑など重刑が下されるが、伍人・同居の連坐には比較的軽い財産刑が下されることが多い。〈四 文帝期以後〉；文帝は「收帑諸相坐律令」を撤廃したが、それに先立ち、『二年律令』においてすでに家族の犯罪を告発しない「不告」がすでに認められ、ついで宣帝地節四年詔において犯罪者の身柄を匿う「首匿」が認められたことを確認する。

〈第三章 秦漢時代の戸籍と個別人身支配 — 本籍地に関する考察 —〉は、「戸籍」についての研究である。秦漢時代に戸籍という名の基本台帳が存在したか否かは、なお議論されているが、「戸籍制度」は、本籍地で編製・保存された様々な形式の名籍を包括し、「文書行政」の脈絡において理解すべきである。〈一 身元表示としての本籍地〉；個人の身元表記に本籍地（縣・里）が用いられたのは、個人に関する記録が本籍地に集中されていたためであること、および裁判記録が当人の本籍地に通達されるなど、記録の集中が制度的に保証されていたことを確認する。〈二 本籍地発行の証明文書〉；傳（旅行許可書）の発行に際し、各種簿籍を編纂管理した郷が、訊問のために拘束すべき人物なのか、逃亡者なのか、賦役を滞納していないのかなど、申請者の資格を審査したこと、縣は必要に応じて簿籍を照合することで郷の審査を検閲しえたこと、一方で里は簿籍を扱っていなかったことを確認する。〈三 本籍地を失った人々〉；刑徒の身元表記は出身の本籍地ではなく判決地を用い、それは刑徒に戸籍がないことを示す。戸籍は里の住民を対象に編成されたが、刑徒は里から追放され、戸籍から抹消されるため、判決地がその個人記録の集中地となる。

〈第四章 秦漢時代の里における連帯責任 — 文書行政の補足手段 —〉；連帯責任に焦点を当て、里が個別人身支配に果たしていた役割、里と郷の支配機能の差異を明らかにすることで、第三章を補完する。〈一 文書行政と郷・里〉；民による犯罪事実の官庁への告発である「告」、官庁に対する申し立てである「自言」、官庁への一定の事実の登録である「占」の手続きを分析することで、文書行政が郷以上の官庁でのみ執行されており、里の役人は文書や簿籍に関与していないことを確認する。続く二節では、民の生活空間である里の内部における連帯責任を問題とする。〈二 連帯責任その一 — 連坐〉は主動的に犯罪を告発しないと刑罰を与える連坐を扱う。〈（一）里の役人〉は、連坐に関わる里の役人である里正（里典）・父老・田典を検討し、〈（二）連坐条文〉は連坐に関わる律の条文を分析する。〈三 連帯責任その二 — 証任〉は、個別の事柄に対し保証を要求する証任を扱う。〈（一）証・任・証任〉は「証」が過去のことに対する保証、「任」が未来のことに対する保証、一方で「証任」は複数の人間が互いに証言する場合に用い、上掲の「任」の意味をもたないことを確認する。〈（二）里人による証・任〉は、里人が証・任を担当する事例を分析し、里人の責任は、既成のことがらに対する保証に限られていたことを確認する。

〈結論〉は、若干の論点を補足しつつ、本論の内容を総括する。

(論文審査の結果の要旨)

秦漢史研究は、『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、1978)の公刊により一変した。釈文・注釈・訳文の揃ったこの書物は、考古資料・出土文字資料に従来無縁のものにも広く出土文字資料の門戸を開いた。さらに『居延新簡』(同、1990)の刊行で居延漢簡への関心が高まり、『張家山漢簡』(同、2001)の刊行は、これを睡虎地秦簡と相互参照することによって、戦国秦から前漢初期におよぶ時期の具体像を、それ以前とは比較にならない密度で復元することを可能にした。このような史料条件の飛躍的向上を反映して、今日の秦漢史研究では、律令・行政文書などの出土文字資料を活用した法制史研究が最も盛行している。

本論文は、そうした近年の研究動向の最先端に位置づけられる。専ら出土文字資料を用いて、秦漢時代の基層社会、より具体的には、郷・里・伍・戸ないし個人に対する支配の実態の解明を試みるものである。2011年に刊行された『里耶秦簡(壹)』(同)・『肩水金關漢簡(壹)』(中西書局)をも活用しており、最新の史料条件を反映した研究成果である。以下、本論文の構成に即して、その創見を確認していこう。

〈第一章 居延漢簡に見られる住居及び里制 — 「田舎」を手掛かりとして —〉は、「田舎」という語彙を考証することで、基層社会の空間形態を明らかにする。(1) 居延漢簡に頻見する「田舎」は、屯田制度に関係するものではなく、城邑外の民家を指し、城邑内の民家である「邑中舎」と対をなす。(2) 「某辟田舎」などの表現は、その田舎の「某辟」に対する行政的な従属関係を示すのではなく、田舎の所在位置を示すものに過ぎない。(3) 城邑内の里が行政的のみならず空間的意味をも有し、里名自体が位置表示方式たりうるのに対し、城邑外の里に編入された田舎は一箇所に集中するとは限らないため、「某辟田舎」の如き里名とは別の位置表示方式を要した。(4) 城邑内外の居住及び生活形態には必然的に極めて大きな相違があり、必要に応じて異なった統治規定が適用された。

〈第二章 秦漢律における同居の連坐〉は、基層社会の基本単位である「戸」を検討する。「同居＝戸」という認識に基づき、同居連坐を縁坐、伍人連坐などと比較することで、以下の所見を提示する。(1) 縁坐は妻子・父母・同産と同心円的に広がる血縁を基準とするが、同居連坐は戸籍に基づき、伍人の連坐と似てむしろ地縁を基準とする。(2) 縁坐は血縁関係そのものを根拠とするが、伍人・同居の連坐は罪を告発しないことを根拠とする。(3) 縁坐は親族の連坐を以て犯罪者を威嚇するが、伍人・同居の連坐は自身に対する連坐を以て犯罪者の周囲を威嚇する。(4) 縁坐は重罪に適用されるが、伍人・同居の連坐は周囲に発覚しやすい罪に適用される。(5) 縁坐には死刑・身分刑など重刑が下されるが、伍人・同居の連坐には比較的軽い財産刑が下されることが多い。

〈第三章 秦漢時代の戸籍と個別人身支配 — 本籍地に関する考察 —〉は、「戸籍」についての研究である。以下の所見を提示する。(1) 個人の身元表記に本籍地(縣・里)が用いられたのは、個人に対する記録が本籍地に集中していたためである。(2) 傳(旅

行許可証)の発行手続の分析に基づき、個人に関する各種簿籍を編纂管理するのは郷であり、その副本が縣に提出されたこと、その一方で、里は簿籍を扱わないことを確認する。(3) 刑徒の身元表記が出身の本籍地ではなく判決地を用いることから、刑徒が里から追放され、戸籍から抹消されるため、判決地がその個人記録の集中地となる。

〈第四章 秦漢時代の里における連帯責任 ― 文書行政の補足手段 ―〉；連帯責任に焦点を当て、里が個別人身支配に果たしていた役割、里と郷の支配機能の差異を明らかにすることで、第三章を補完する。(1)「告」「自言」「占」の手続を分析することで、文書行政が郷以上の官庁でのみ執行されており、里の役人は文書や簿籍に関与していないことを確認する。(2) 里の連帯責任として連坐・証任を分析する。「証」が過去のことに対する保証、「任」が未来のことに対する保証である一方で、「証任」は複数の人間が互いに証言する場合に用い、上掲の「任」の意味をもたないことを確認する。ついで里人の連帯責任が、既成のことがらに対する保証に限られていたことを確認する。

以上のように、本論文は、秦漢簡牘に見える特定の語彙を考証するという法制史ないし制度史的手法を採る。手堅く無理のない考証だが、そのみに安住することなく、制度を通した基層社会支配の具体的復元を志向する。質量ともに加速度的に増加する出土文字資料に惑溺し、精緻だが過度に細分化された、近年の研究動向の悪しき一面から一線を画するものである。その視野の広さは、たとえば第一章は聚落史、第二章は家族史など社会史研究の各方面にわたり、また、第三章・第四章の作業において、秦漢帝国の個別人身支配を支えたものとして、従来強調された文書行政に加えて、里における人間関係がこれを補完していたとする見解は、いわゆる里共同体論にも関わるものとして、秦漢時代のみならず続く魏晋時代の理解にも影響し、きわめて含蓄に富んだ見解といえる。

睡虎地秦簡は秦王政の初年、張家山漢簡は呂后二年頃に編年され、その時代差は半世紀に及び、しかもこの間、秦の統一と崩壊、漢の建国といった政治的大変動を経ているので、両者を相補的に用いることは安易になされてはならない。しかしながら、本論文は、比較的長期にわたって持続しうる普遍的な原則を志向することで、秦から前漢初期を一つの時代として扱うことに成功している。今後の関連研究がまずは参照すべき確実な定点を提示しえたものといえる。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成25年1月18日、調査委員が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。